

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和8年4月10日開催

熊本県南小国町

令和8年度南小国町農業委員会4月総会

開催日時 令和8年4月10日（金）午前10時から午前11時10分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員（6番委員、7番委員）

日程

1. 報告第 1号 農業委員会事務局職員の任免について
2. 報告第 2号 農地法第18条（通知）
3. 議案第 1号 農地法第3条（委員会）
4. 議案第 2号 農地法第4条（知事）
5. 議案第 3号 農地法第5条（知事）
6. 議案第 4号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
（所有者・機構間契約）（機構・受け手間契約）
7. 議案第 5号 令和8年度最適化活動の目標の設定について

出席委員（7名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 藤 堂 伸 二 委員 | 3番 河 津 篤 委員 |
| 4番 穴 井 堅 委員 | 6番 河 津 博 文 委員 |
| 7番 甲 斐 義 隆 委員 | 8番 井 野 みゆき 委員 |

欠席委員（1名）

- | |
|---------------|
| 2番 北 里 昌 嗣 委員 |
| 5番 日 野 米 藏 委員 |

職務のため議場に出席した事務局職員（2名）

- | |
|-----------------|
| 事務局 長 穴 井 康 治 |
| 農林課 審議員 麻 生 孝 哉 |

○会長

おはようございます。本日は足元の悪い中ご出席ありがとうございます。
ただ今から令和8年4月の農業委員会定例総会を開会いたします。
本日は2番委員、5番委員から欠席の連絡がっております。
委員6名の出席で定足数に達していますので、総会は成立します。
本日の会議録署名委員の方は、6番河津委員、7番甲斐委員にお願いいたします。

報告第1号 農業委員会事務局職員の任免について

それでは、議案第1号 農業委員会事務局職員の任免について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

総会資料の1ページ目をお願いいたします。

【農業委員会事務局職員の任免について 詳細に説明】

以上でございます。

○会長

ただ今の件について、何か皆さんからご意見等ございませんか。

(ありません。の声あり)

それでは、ないということですので承認いたします。

報告第2号 農地法第18条（通知）

続きまして、報告第2号 農地法第18条（通知）について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。それでは2ページ目をお願いします。

【報告第2号 農地法第18条（通知）について 詳細に説明】

申請番号08-1（所在）○○○○○○○○番地。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）2,001㎡。同じく○○○○番地○。（登記地目・現況地目）共に田。1,135㎡。合計、田2筆3,136㎡です。（貸付人）熊本県阿蘇郡南小国町大字○○○○○○○○番地○○○○○○○○号。○○○○氏。（借受人）熊本県阿蘇郡南小国町大字○○○○○○○○番地。○○○○氏。（解約申入日）令和7年10月24日。（成立日）令和8年1月10日。（引渡日）令和8年1月31日。（通知日）令和8年1月10日（解約形態）は合意解約となっております。

以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

ただ今の第18条の件について、皆さんからご質問等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(はい。という声あり)

それでは以上のとおり報告を了承いただいたものとして処理をいたします。

議案第1号 農地法第3条（委員会）

それでは続きまして、議案第1号 農地法第3条について事務局から説明をお願い

○事務局長

します。

はい。それでは3ページをお願いいたします。

【議案第1号 農地法第3条（委員会）について詳細に説明】

申請番号 08-3（権利）所有権移転（所在）○○○○○○○○番地。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）2,001㎡。同じく○○○○番地○。（登記地目・現況地目）共に田。1,135㎡。合計、田2筆3,136㎡でございます。（譲渡人）熊本県阿蘇郡南小国町大字○○○○○○番地。○○○○○○○号。○○○○氏。（譲受人）同じく南小国町大字○○○○○○番地。○○○○氏。（申請事由）譲受人の新規就農のためでございます。この案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われる、許可要件の全てを満たしていると思われま。

参考資料といたしまして、次のページに4ページ目に関係位置図。それから本日お配りしております3条の現地確認写真の1ページ目をご覧くださいと思います。

続きまして、別にお配りしております当日配布資料の農地法第3条関係許可審議票につきまして説明いたします。当日配布資料をご覧ください。

【農地法第3条関係許可審議票について詳細に説明】

以上でございます。

○会長

それでは、地元担当委員であります1番藤堂委員から説明をお願いします。

○1番委員

はい。それでは説明をさせていただきたいと思います。

この案件につきましては、○○さんが私のところに訪ねてこられたのはもうだいぶ前といいますか、去年の11月23日だったんですけど、○○さんはだいたい○○の方で、○○○○○○○○というのを経営していらっしゃるんですけど、この会社の業務についてはですねもう息子さんのほうに段々と代替わりを考えているということで、時間ができるので申請者の方は農業をやりたいということでお見えになりました。ただ、この購入を予定している田んぼ自体が2枚で、伺っていたのは耕作面積は3反弱という形で伺ってたんですけども、役場のほうに申請書を出しましたらですね、先ほど承認いただきました08-1番ですか○○○○さんとの貸借の契約がまだ残っているということで、その手続きのほうに時間がかかったということで本日上程ということになっております。ただこの申請事由の中で新規就農という記載がありますけども、○○さんにお話を伺っていた中でですね、実は若いころといいますか元々家が農業をされていたということで、若いころは田んぼの作付けというか米作りをしたことがあります、という話もありましたので、新規就農となっておりますけども、全くの素人とはちょっと違うのかなと。ずいぶん若いころということでしたので昔のこととは思いますが、ちょっと作業等すればまた思い出す部分もあるのかなと思いがらお話を伺わせていただきました。

ということで、全くの未経験者ということではなく、田圃も3反弱ということですので耕作には全く問題はないのではないかと考えております。

説明は以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の件について、皆さんからご質問等がありましたらお願いいたします。

(6番委員手をあげる)

6番河津委員からお願いします。

○6番委員

申請番号の08-1で、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子になるわけですかね。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局長

親子ではなかったと思います。

○6番委員

親子ではない。ということは、〇〇〇〇さんは全くせんということたいな。

○事務局長

そうですね。この農地につきましては。

○6番委員

では〇〇〇〇さんは二人ということは、奥さんとするということですか。

○事務局長

いいえ。次男の方だったかと思います。

○6番委員

はい。わかりました。

○会長

ほかに何か皆さんからご質問等がありましたらお願いします。

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員をお願いします。

○1番委員

説明したものが聞くのも何なんですけど、当日配布資料の中の経験年数のところが、申請者が13年、従事者0年となっておりますけど、これは申請者と従事者というのは誰のことを指しているのですか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局長

申請者が〇〇〇〇さん。先ほど説明いただいたように、若いころの経験とかも算定の方に入れさせていただいております。概ねそのくらいはされた。従事者は息子さんで初めての経験ということですね。どうしても新規就農の取り扱いの絡みになると思うんですが、農林課としては農地を買うか借りるかしたときには新規就農と。正式に取得した場合は新規就農という取り扱いになっておりますので、国の補助金とかもらうときの線引きはどうしてもいるので、新規就農かどうかというところは農地の取得をまずメインと考えているところです。

○1番委員

わかりました。

○会長

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(はい。という声あり)

それでは賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

それでは全員賛成ですので、当委員会といたしまして許可をいたします。

続きまして、08-4の説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。同じく3ページです。

申請番号08-4(権利)所有権移転(所在)〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目)共に田。(面積)1,651㎡。(譲渡人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇氏。(譲受人)同じく南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇

氏。(申請事由) 譲受人の規模拡大のためでございます。

この案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われ。

参考資料といたしまして、5ページ目に関係位置図。それから本日お配りしております3条の現地確認写真の2枚目をご覧いただきたいと思っております。

続きまして別にお配りしております、当日配布資料の農地法第3条関係許可審議票につきまして説明いたします。

【農地法第3条関係許可審議票について詳細に説明】

以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

続きまして、地元担当委員であります1番藤堂委員から説明お願いいたします。

○1番委員

はい。それでは08-4について説明をさせていただきたいと思っております。

譲渡人が〇〇〇〇さんとなっておりますけれども、相続で引き継いだという形で、元はですね亡くなられましたけれども〇〇の〇〇〇さんの田圃でした。〇〇〇さんが亡くなられる前からも7~8年くらい休耕田だったんですけれども、その他にも〇〇〇君の方が借りて畜産用の牧草を植えておりましたので、その流れで購入という形になったものと思われ。

〇〇〇君につきましては、お父さん、お母さんと3人で専業農家をやっておられます。〇〇と〇〇、それに夏場は〇〇〇〇、冬場は〇〇〇〇という感じで通年で専業農家でやっておられますので、そもそもこの田んぼで牧草を作っていたという流れもありますので、何ら支障はないものと判断をいたします。

説明は以上です。

○会長

ありがとうございました。それでは皆さんから何かご質問等がありましたらお願いします。

ないでしょうか。

(はい。という声あり)

それでは賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

全員賛成ですので農業委員会として許可をいたします。

議案第2号 農地法第4条 (知事)

○事務局長

それでは続きまして、議案第2号 農地法第4条について事務局から説明をお願いします。

はい。それでは総会資料の6ページをお願いいたします。

【議案第2号農地法第4条 (知事) について詳細に説明】

申請番号 08-1 (所在) 〇〇〇〇〇〇〇番地〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 4,318 m²。(申請者) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇

○会長

氏。(転用用途)につきましては〇〇です。

農地区分につきましては、中山間地域で小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたします。

参考資料としまして次のページに位置図。それから本日お配りしています4条現地確認写真をご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

ありがとうございました。

それでは私が地元の担当委員でありますので私からご説明をいたします。

〇〇〇〇さんから2月26日に田圃を〇〇にしたいということで相談がありました。現地に行きましてその場所が〇〇〇〇〇の袂で、周りは山林でイノシシ、シカの被害で、コメ作りを以前していたんですけどもやめまして、牛の餌のWCSを作っていたということで、そもそも周りがヒエだらけでもう管理ができないということで、本人から〇〇して〇〇に出来ないかということで相談がありました。入り口は〇〇〇〇が走って、今日の大雨でも通行不能だろうと思います。

そういうことで地理的にも山奥の周りが杉山ばかりで、写真で見るとですね良く見えるんですけど、周りは全部山ということでイノシシ、シカが毎日来ているような状態です。左上が〇〇〇〇の袂になっております。

そういうことで〇〇にしたいということで皆様方のご審議よろしくお願いします。

何か皆さんからご質問等がありましたらお願いします。

(ありません。の声あり)

よろしいですか。

それでは賛成方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

それでは全員賛成ですので、この件につきましては当委員会の意見を附して県知事あてに進達いたします。

議案第3号 農地法第5条(知事)

それでは続きまして、議案第3号 農地法第5条について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。それでは総会資料の8ページをお願いいたします。

【議案第3号農地法第5条(知事)について詳細に説明】

申請番号08-3(権利)所有権移転(所在)〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。(登記地目・現況地目)共に田。(面積)1,101㎡。(譲渡人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(譲受人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(形態)は転用です。(施設)につきましては〇〇〇〇です。

(申請事由)譲受人〇〇〇〇〇のため。こちらの案件が違反転用と記載させていただいておりますが、以前令和7年10月に一度5条申請をいただいた件でございます。

その後、水路及び里道が関連したこともありまして、手続きのやり直しがございました。ですので令和7年12月に一度5条の許可を取り下げを行っております。建設課水路関係と里道関係がこちらの方が法定外協議が完了しましたことで、今回もう一度申請のし直しという案件になっております。

農地区分につきまして、中山間地域で小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。また、一般基準等も満たしていると思われま

す。参考資料といたしまして、次のページ9ページに関係位置図。上の部分ですね。写真の方は5条現地確認写真をご覧いただきたいと思

います。

○会長

はい。ありがとうございます。

それでは地元担当委員であります5番穴井委員から説明をお願いいたします。

○5番委員

はい。ではご説明申し上げます。

申請番号08-3については譲受人〇〇〇〇様になっておりますけど、皆さんご存じのとおり〇〇〇の所有者でございます。申請事由にもありますとおりに譲受人が〇〇〇〇〇のためということでございますけど、〇〇〇〇〇氏から購入の上農地転用して〇〇〇にしたいという申請でございます。その後ろに違反転用という説明がありましてとおりに、写真を見ていただきますと立派な〇〇〇になっているわけでございますけれども、この件についてはですね、事務局の方からまた説明をいただければと思

いますが、始末書等も提出いただいての上での申請でございます。以前と違いましてここも〇〇〇ともう一軒〇をすぐ隣に出しておられまして、以前は乗用車だけだったんですけれども、この頃はバス等も入るということでの〇〇〇〇〇でございます。そういったことの申請でございますので何ら問題はないと思

○会長

はい。ありがとうございます。

それではただ今の件について皆さんからご質問等がありましたらお願いします。

ありませんでしょうか。

(〇〇推進委員手をあげる)

〇〇推進委員お願いします。

○〇〇推進
委員

ここの違反転用ですが、先ほど言った法定外公共物の水路と里道があったということですが、建設課と協議をしてどのような形に収まったのですか。〇〇〇の中に里道と水路があったと思うんですね。

○事務局

一応ですね里道の方につきましてはすでに水路に影響しない形で上に橋のように架けているので、里道に関しては建設課も使用許可という形で出しています。水路につきましても暗渠水路として使っていますので水路も問題なしというところで、建設課とは協議が終わっています。

以上です。

○〇〇推進
委員

水路はじゃあ駐車場の下を通っているわけですね。

- 事務局長 その進入路の下を通っています。上に道を架けて通っているという形で里道としましては道路占用の許可をいただいています。
- 推進
委員 里道の方は許可をもらって貸し借りをしているわけですね。では水路の方は井手の承諾とかそういうのは。
- 事務局長 おそらく建設課のほうで取得していただいたと思うんですけど。
- 推進
委員 管理は建設課ですが地元の水利組合ですねそちらの方の同意とかはもらっている。
- 事務局長 同意とかはいただいていると思います。今の代表者の方になるのかなと思うんですけど、そういった手続きがあって結局12月からここまでかかってしまったということです。
- 推進
委員 もらっていれば問題ないです。
- 事務局長 道路占用ですので5年ごとに更新する形で町から借り受けているような形にはなりませんので。
- 推進
委員 わかりました。
- 会長 ほかに何か皆さんからご質問がありましたらお願いします。
(1番委員手をあげる)
1番藤堂委員からお願いします。
- 1番委員 違反転用という形になってますけど、何か罰則とかは別にないんですか。先ほど説明の中で始末書とかいうのはありましたけども罰則とか、以前○○の方でも申請前にもう○○○とか○○を建てていたみたいな案件もあったと思うんですけど、こういう場合の罰則で将来的に何年間使用できないとか手続きできないとか、そういう厳しめの罰則とか別に何もなし。始末書を書けばそれで終わりという感じになるんですか。
- 事務局長 こういったふうに違反転用をしていました。始末書を出します。申し訳ありませんでした。といった手続きをしないことで罰則が発生します。無断転用のままだとですね。農地法の中で謳われているんですけどその中で罰則規定があります。それを避けるために、これは農地パトロール等で見つかった時もそうなんですけど、始末書と言って通常の5条申請に対してどういった理由でこの農地を違反転用してしまったか。農地法に不慣れであったとかいった理由が主にはなるんですけど、どうしてもやはり知らない方もいらっしゃると思うんですよね。農地法がわからずに生コンを打って○○○にしてしまった、といった場合を救うための始末書案件。正式に言うと追認案件というんですけど、追認案件ということで今回処理させていただいているところです。
その中で今後は気を付けますとあるので、また同じような事があつたらそれは認められなくなるし、そこでもしかしたら罰則とかの規定が適用される場合もあります。適用するのは県知事です。転用は県知事許可になるんですね。その罰則が付く付かないは県知事判断になってくるかと思うんですけど、そういったところが出てくるかと思

います。

ですので、間違っただ違反転用したけどちゃんと手続きさえすれば大丈夫ですよ、というところは出てきます。

○1番委員

大らかな処分なんですね。

○事務局長

ただ、県が見に来てこれはもう駄目ですねと言われたらもう罰則規定されてしまうんですけど。

○1番委員

人間てやはり正直な人と小ずるい人といなさるじゃないですか、分かっているわざと転用して、いや知りませんでしたで始末書で済むことであればそれを逆手にとってわざと違反転用するような人も出てくると思います。

○事務局長

そこはあるかと思います。我々もまた判断をしながらやらなければならないところかと思っています。

○1番委員

分かりました。

○会長

他に皆さんからご質問等ございましたらお願いします。ありませんか。

(はい。という声あり)

それでは賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

それでは全員賛成ですのでこの件につきましては当委員会の意見を附して、県知事あて進達いたします。

それでは次の08-4をお願いします。

○事務局長

はい。続きまして申請番号08-4です。

申請番号08-4(権利)所有権移転(所在)〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。(登記地目・現況地目)共に田。(面積)1,980㎡。(譲渡人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(譲受人)同じく大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(形態)は転用でございます。(施設)も同じく〇〇〇です。(申請事由)譲受人〇〇〇建設のため。でございます。

こちらの案件は先ほど穴井委員からも説明がありましたが違反転用の反対側の田圃になっております。

こちらにつきましても、農地区分につきましては中山間地域で小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しております。また、その他一般基準等も満たしているものと思われま。

次のページに位置図がございます。先ほどの下段の部分の08-4申請地と書いている部分になります。

現地確認写真につきましても、先ほどの下段の部分の写真となっております。

以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは地元担当委員であります5番穴井委員からお願いします。

○5番委員

はい。それでは08-4の申請番号をご説明申し上げます。

この案件につきましても 08-3 と一緒でございまして、〇〇〇〇〇氏から〇〇〇〇氏が購入のうえ農地転用を図るということで、申請事由といたしましては〇〇〇を拡張したいということでございます。今事務局からのご説明がありました通り、農地的にもあまり収入が上がる農地ではございませんので、こちらの方につきましては写真を見ていただきますとわかりますとおり、草が生えた広場でございます。先ほどの〇〇〇ということではございませんので問題はないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長

ありがとうございました。

それではただ今の件についてご質問等ありましたらお願いします。

ありませんか。

(ありません。の声あり)

それでは賛成方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、この件につきまして当委員会の意見を附して県知事あて進達いたします。

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案の

決定について（所有者・機構間契約）（機構・受け手間契約）

それでは続きまして、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。それでは総会資料の 10 ページをお願いいたします。

【議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について詳細に説明】

(権利種別) 貸借権設定でございます。申請番号 08-10 (所在) 〇〇〇〇〇〇〇番地。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 5,495 ㎡。同じく〇〇番地。(登記地目・現況地目) 共に田。1,341 ㎡。(貸付人) 熊本県阿蘇郡小国町大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。借賃は全筆で 180kg となっております。

続きまして〇〇〇〇〇〇〇番地〇。(登記地目・現況地目) 共に田。1,306 ㎡。同じく〇〇〇番地〇。(登記地目・現況地目) 共に田。3,811 ㎡。〇〇〇〇〇〇〇〇番地。(登記地目・現況地目) 共に田。1,910 ㎡。〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。(登記地目・現況地目) 共に田。4,392 ㎡。同じく〇〇〇番地〇。(登記地目・現況地目) 共に田。1,101 ㎡。同じく〇〇〇番地。(登記地目・現況地目) 共に田。3,021 ㎡。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(借賃) は全筆で 30kg でございます。

続きまして、〇〇〇〇〇〇〇〇番地。(登記地目・現況地目) 共に田。4,507 ㎡。(貸付人) 熊本県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇〇-〇〇〇号。〇〇〇〇氏。(借賃) につきましては無償でございます。

次のページ 11 ページをお願いします。

続きまして〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。(登記地目・現況地目)共に田。3,048 m²。
(貸付人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇氏。(借賃)が
全筆で120kgとなっております。

続きまして〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。(登記地目・現況地目)共に田。1,186 m²。
同じく〇〇〇番地。(登記地目・現況地目)共に田。708 m²。(貸付人)熊本県阿蘇郡南
小国町大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇氏。(借賃)はございません。無償でござ
います。

続きまして〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。(登記地目・現況地目)共に田。2,652 m²。
同じく〇〇〇番地。(登記地目・現況地目)共に田。2,985 m²。(貸付人)熊本県阿蘇郡
南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇氏。(借賃)はございません。無償でござ
います。これまでの合計で、田14筆 37,463 m²でございます。

(借受人)熊本県熊本中央区水前寺6丁目18番地1。(公財)熊本県農業公社。(期
間)につきまして全筆共に令和8年5月1日から令和13年4月30日となっております
。全案件新規設定でございます。

次のページをお願いいたします。12ページでございます。

(申請番号)08-11(所在)〇〇〇〇〇〇〇番地。(登記地目・現況地目)共に田。(面
積)5,495 m²。以下につきまして所在等につきましては08-10と同様でございますので
省略させていただきます。合計、田14筆 37,463 m²です。(利用権)につきましては
賃貸借権でございます。(貸付人)熊本県熊本中央区水前寺6丁目18番地1。(公財)
熊本県農業公社。(借受人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇
〇氏。(利用目的)は水稻でございます。(借賃)につきましては08-10と同様でござ
います。(期間)令和8年5月1日から令和13年4月30日となっております。

次のページをお願いいたします。13ページでございます。

(申請番号)08-12(所在)〇〇〇〇〇〇〇番地。(登記地目・現況地目)共に田。
3,441 m²。〇〇〇〇〇〇〇番地。(登記地目・現況地目)共に田。1,301 m²。(貸付人)
熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(借賃)につきましては10a
当たり14,500円となっております。

次に〇〇〇〇〇〇〇番地〇。(登記地目・現況地目)共に田。2,218 m²。同じく〇〇
〇番地〇。(登記地目・現況地目)共に田。1,110 m²。(貸付人)熊本県阿蘇郡南小国町
大字〇〇〇〇〇番地。〇〇〇氏。(借賃)は10a当たり180kgと90kgとなっております。

続きまして、〇〇〇〇〇〇〇番地〇。(登記地目・現況地目)共に田。2,775 m²。
(貸付人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇氏。(借賃)につきま
しては10a当たり90kg及び1,500円となっております。

次に〇〇〇〇〇〇〇番地。(登記地目・現況地目)共に田。3,595 m²。(貸付人)熊
本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(借賃)は10a当たり15,000円
でございます。

次に〇〇〇〇〇〇〇番地。(登記地目・現況地目)共に田。2,911 m²。〇〇〇〇〇〇

地〇。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。こちらは〇〇〇〇氏の〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏です。(借受人) 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。(公財) 熊本県農業公社。(借賃) につきましては、全筆で150kgとなっています。(期間) につきましては令和8年5月1日から令和18年4月30日です。

次に(申請番号) 08-17(所在) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。(登記地目・現況地目) 共に田。958㎡。以下所在等につきましては08-16と同様でございます。(利用権) につきましては賃貸借権です。(貸付人) 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。(公財) 熊本県農業公社。(借受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇氏。(利用目的) につきましては水稻です。(借賃) につきましては全筆で150kg。(期間) につきましては令和8年5月1日から令和18年4月30日となっております。

次のページをお願いいたします。17ページです。

(申請番号) 08-18(所在) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。(登記地目・現況地目) 共に田。1,514㎡。(利用権) 賃貸借権です。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(借受人) 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。(公財) 熊本県農業公社。(借賃) につきましては、全筆で7,320円。(期間) につきましては令和8年5月1日から令和13年4月30日です。

続きまして(申請番号) 08-19です。(所在等) につきましては08-18と同様でございます。(利用権) は賃貸借権です。(貸付人) 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。(公財) 熊本県農業公社。(借受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇氏。(利用目的) は水稻です。(借賃) につきましては全筆で7,320円。(期間) につきましては令和8年5月1日から令和13年4月30日となっております。

こちらは先ほどの案件と借受人は同じですが期間が5年と10年で違うことから別案件となっております。

続きまして18ページをお願いいたします。

(申請番号) 08-20(所在) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地。(登記地目・現況地目) 共に田。571㎡。同じく〇〇〇〇番地。(登記地目・現況地目) 共に田。2,366㎡。合計の田2筆で2,937㎡です。(利用権) 賃貸借権です。(貸付人) 熊本県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇氏。(借受人) 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。(公財) 熊本県農業公社。(借賃) につきましては、全筆で150kgです。(期間) につきましては令和8年5月1日から令和13年4月30日です。

続きまして(申請番号) 08-21(所在) 等につきましては08-20と同様です。(利用権) につきましては賃貸借権です。(貸付人) 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。(公財) 熊本県農業公社。(借受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(利用目的) は水稻でございます。(借賃) につきましては、全筆で150kgです。(期間) につきましては令和8年5月1日から令和13年4月30日です。

次のページをお願いいたします。19ページでございます。

(申請番号) 08-22 (所在) ○○○○○○○○○番地○。(登記地目・現況地目) 共に畑。2,510 m²。同じく○○○○番地○。(登記地目・現況地目) 共に田。2,051 m²。合計の田1筆、畑1筆で4,561 m²です。(利用権) 賃貸借権です。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字○○○○○○番地。○○○氏。(借受人) 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。(公財) 熊本県農業公社。(借賃) につきましては、全筆で5万円です。(期間) が令和8年5月1日から令和13年4月30日です。

次に(申請番号) 08-23 (所在) 等につきましては08-22と同様でございます。(利用権) につきましては賃貸借権でございます。(貸付人) 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。(公財) 熊本県農業公社。(借受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字○○○○○○番地○。○○○氏。(利用目的) は水稲及び野菜でございます。(借賃) につきましては、全筆で5万円です。(期間) につきましては令和8年5月1日から令和13年4月30日です。

以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございます。

それでは農用地利用集積計画案について皆さんからご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

(6番委員手をあげる)

6番河津委員からお願いします。

○6番委員

議案第4号からの分ですね、以前の利用権設定がそのまま新たになったということで良い訳ですかね。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局長

以前が町が作成していた利用権設定というのでやっていたんですけど、昨年度からですね農地中間管理機構、農業公社を通してする貸借りだけになってしまったもので、全部が新規設定ということになります。

○6番委員

要するに要は依然契約していた分と同じということですね。

○事務局長

そうです。中身は一緒です。間に農業公社が入るということです。

○6番委員

はい、分かりました。

○会長

他に皆さんからご質問等はございませんか。

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員お願いします。

○1番委員

すみません。お願いと質問とあるんですけど、まずお願いについては10ページからの分、先ほど冒頭に様式というか記載方法が変わりましたという説明があったと思うんですけども、できればですね例えば10ページの○○○○さんの分とか何筆にもなるときには小計を付けていただくとありがたいなと思います。

質問の方はですね個別の契約で条件が区々というか、例えば全筆で180kgとか30kgとか無償とか色々あるんですけども、これは間に農業公社が入っていますけどもそこではなくて、元々の貸主さんと元々の借受人の方が個別に契約した条件がそのまま適用になるということによろしいんですかね。なので、条件もバラバラというか。

○事務局長

お互いの相対のというか貸主さんと借受人さんの話で。

○1番委員

貸主さんと借受人さんの話が基本になっていて、その条件の部分には農業公社さんの方はどうしてください、こうしてくださいとは別はないということですね。

○事務局長

特にはないですね。いくらぐらいですということはないですね。これがいちばんのメリットで、先ほども言いましたが、借りる人が借りやすいというか、河津委員が言われたように以前の町のだと一人一人と契約書の書類を書いてもらわなければならなかったんです。三人から借りるなら三ついると。今回公社を通すことで借りる人も公社と自分だけの契約書を結べばいいだけなんです。書類も一つで済むというメリットが借りる人も借りやすいということです。

貸す人は公社とAさんBさんCさんがそれぞれ一つずつするけど、借りる人は公社との契約を一つだけ書けばいいというのがやはり大きなメリットかなというところになります。先ほど藤堂委員も言われたように条件につきましては貸す人借りる人で話した内容をそのままほほほほできるようになっています。

○会長

(4番委員手をあげる)

4番穴井委員からお願いします。

○4番委員

今言われたように結局再設定をするのと一緒なんですけど、新規の場合も一応賃借料は借り手と自分でまず決めておいて良いという話になるわけですね。

それは変わらずですね。

○事務局長

はい。そうですね。それは変わらないです。

先ほどあったようにタダでもいから使ってくれということも可能ですし、中にもあったようにお金と何キロ欲しいとかいうのもできます。

○会長

他に皆さんからご質問等がございましたらお願いします。

ありませんか。

(はい。という声あり)

それでは採決に移ります。

賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

それでは全員賛成ですので当委員会として決定したことを町へ通知いたします。

議案第5号 令和8年度最適化活動の

目標の設定について

それでは最後に議案第5号 令和8年度最適化活動の目標の設定について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。資料の20ページ目をお開きください。お願いいたします。

【令和8年度最適化活動の目標の設定について詳細に説明】

今年度の目標としての説明は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

この設定で皆さん方よろしいでしょうか。

(はい。という声あり)

はい。ありがとうございました。

以上をもちまして4月の定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和8年4月10日

南小国町農業委員会会長

署名委員 6番委員

署名委員 7番委員

会議録調整者 穴井康治
本誌表紙共 枚